

○武器等製造法の施行について(その三)

昭和二十九年二月十五日 二九重局第一五五号
通商産業局長あて 重工業局長・軽工業局長

武器等製造法第十一条および武器等製造法施行規則第十二条第一項により、武器製造事業者は、当該武器の保管について保管規程を定め、通商産業局長を経由して通商産業大臣の許可を受けることになつてゐる。当局では保管規程に規定しなければならぬ内容につき検討した結果、別紙の保管規程要綱(以下「要綱」といふ)を作成したので、武器製造事業者が、保管規程を作成するときは、要綱にもとづいて作成するように御指導願いたい。

なお、武器のうち危険性の少い種類(銃、銃剣、銃砲弾および、爆発物以外のもの)については、保管規程の作成に当り要綱四、八の(ロ)および(ハ)等に関する規定を適宜省略して差支えない。

なお、部品たる武器を自ら製造せず、これを他工場から受け入れて工作する工場(例えば砲弾てん菓工場が他工場から弾体を受け入れる場合)においては、保管規程のうちその部品たる武器の保管についても併せて記載するように御指導願いたい。

◎ 保管規程要綱

一 武器は下記の区分に従い、武器等製造法施行規則第七条に定める要件を備えた保管設備(以下「武器保管所」といふ)内に保管すること。

(1) 完成された武器については、完成武器保管所

(2) 未完成の武器(完成品に近い製造工程中の物で、盗難、亡失の場合直ちに公共の安全に危険を及ぼすと認められる物)については、準完成武器保管場所。この場合各武器の種類ごとに、どの工程後において準完成武器と認めるかを保管規程中に明記すること。

(イ) 武器保管所に保管責任者および保管責任者代理の氏名を明示すること。

(ロ) 保管責任者代理は、保管責任者に事故ある場合その業務を代行する。

(ニ) 武器保管所に堅固な錠を設け、錠は保管責任者が管理すること。

(ホ) 保管責任者が、工場から退出するときは、錠を警備員の長に預けること。

四 武器保管所への武器の搬入または、武器保管所からの武器の搬出は、保管責任者立会のもとに行い、且つ、帳簿に記載してその搬入、搬出の状況を明らかにしておくこと。

五(イ) 工場の実情に応じ適当な数の警備員を置くこと。

(ロ) 警備員は、夜間二回以上武器保管所の周辺を見廻ること。

六 所轄警察署および警備員詰所に武器保管所の配置図、保管する武器の種類ならびに保管責任者および保管責任者代理の氏名を通報しておくこと。

七 保管責任者はたえず武器保管所が保管に適当な状態に保たれてゐるように注意し、その破損、朽廃等の場合には、直ちに補修改

善のため適当な処置をとるよう武器製造事業者に連絡すること。

八(イ) 武器保管所における事故を発見した者は、直ちに保管責任者に連絡すること。

(ロ) 上記の場合において、保管責任者が必要があると認めるときは、直ちに所轄警察署に連絡すること。

(ハ) 緊急の場合は、事故を発見した者が直ちに所轄警察署に連絡すること。

九 武器保管所の外部には夜間点灯すること。

十 武器保管所に保管規程を明示しておくこと。
